

会社法第 811 条第 1 項に定める事後備置書類  
(新設分割に係る事後開示事項)

2016 年 4 月 1 日

東京瓦斯株式会社

東京ガスリキッドホールディングス株式会社

東京瓦斯株式会社（以下、「分割会社」といいます。）は、2016年3月25日付新設分割計画書に基づき、2016年4月1日を効力発生日として分割会社のリキッドガス事業などを行う東京ガスケミカル株式会社、東京ガスエネルギー株式会社、日本超低温株式会社および東京ガスLPGターミナル株式会社の株式を、新たに設立する東京ガスリキッドホールディングス株式会社（以下、「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下、「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2016年4月1日

### 2. 会社法第805条の二の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第805条の二の規定は適用されませんので、本新設分割の差止請求に係る手続は実施しておりません。

### 3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに会社法第810条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第209条第3号）

#### （1）反対株主の株式買取請求（会社法第806条）の手続の経過

本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の規定は適用されませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続（会社法第806条の規定による手続）は実施しておりません。

#### （2）新株予約権買取請求（会社法第808条）の手続の経過

本新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第808条の規定による手続）は実施しておりません。

#### （3）債権者保護（会社法第810条）の手続の経過

分割会社は、新設会社に承継したすべての債務について重畳的債務引受を行うため、本新設分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者は存在しませんので、会社法第810条の規定による手続は実施しておりません。

### 4. 新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は2016年4月1日をもって分割会社よりリキッドガス事業などを行う東京ガスケミカル株式会社、東京ガスエネルギー株式会社、日本超低温株式会社および東京ガスLPGターミナル株式会社の株式ならびにそれに付随する権利義務を継承いたしました。

なお、新設会社が承継した資産の額は1,481,949千円で、負債はありません。（注）

5. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

（1）新設会社は本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを分割会社に交付いたしました。

（2）新設会社の株主資本は、本新設分割の結果、資本金10百万円、資本準備金10百万円、その他資本剰余金1,461百万円となっております。（注）

（注）新設会社が本新設分割により承継した資産の額ならびにその他資本剰余金につきましては、本書面作成日時時点で数値が確定していないことから、2015年3月31日現在の分割会社の貸借対照表に基づいて計算された暫定数値を記載しております。

2016年4月1日

東京都港区海岸一丁目5番20号

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 広瀬 道明 ㊟

東京都港区芝公園二丁目4番1号

東京ガスリキッドホールディングス株式会社

代表取締役社長 村 関 不 三 夫 ㊟